



三重県公報

令和8年6月9日 (火)

第 726 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|--------------------|--|------------------|-----|
| 告 示 | | | |
| 384 | 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 | (長寿介護課) | 2 |
| 385 | 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定 | (同) | 2 |
| 386 | クリーニング業法の規定によるクリーニング師の研修及びクリーニング業務従事者に対する講習の指定 | (食品安全課) | 3 |
| 387 | 教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示 | (教育委員会) | 3 |
| 選 管 告 示 | | | |
| 28 | 政治活動のために寄附を受け、又は支出することができない団体 | (選挙管理委員会) | 4 |
| 海 調 委 告 示 | | | |
| 3 | 三重海区における宝石さんごの採捕についての指示 | (海区漁業調整委員会) | 5 |
| 公 告 | | | |
| | 土地改良区役員の退任の届出 | (農地調整課) | 5 |
| | 土地改良区役員の退任及び就任の届出 | (同) | 5 |
| | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出 | (中小企業・サービス産業振興課) | 6 |
| | 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 | (同) | 7 |
| | 公共測量を実施する旨の通知 | (公共用地課) | 8 |
| | 同伴 | (同) | 8 |
| | 公共測量が終了した旨の通知 | (同) | 8 |
| 特 定 調 達 公 告 | | | |
| | 随意契約の相手方を決定した旨 | (税務企画課) | 9 |
| | 一般競争入札を行う旨 | (警察本部) | 9 |

告 示

三重県告示第 384 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 6 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 指 定 年 月 日 | サービスの 種 類 |
|------------|----------------------------|---------------------------|--------------|-------------------|--------------|
| 2470206760 | Sun Care Life | 三重県四日市市南垂坂町 810 番地 3 | サンケアライフ合同会社 | 令和 8 年 6 月 1 日 | 訪問介護 |
| 2471301768 | 訪問介護ステーション エリシオン名張 | 三重県名張市希中央 5 番町 35 番地 | 株式会社ベック | 令和 8 年 6 月 1 日 | 訪問介護 |
| 2471301735 | 医心館 訪問介護ステーション ふくにし | 三重県名張市東町 1921-1 | 株式会社アンビス | 令和 8 年 6 月 1 日 | 訪問介護 |
| 2470206778 | ケアリアル訪問介護事業所 四日市川北 | 三重県四日市市川北 3 丁目 2 番 13 号 | 株式会社ナイスマン | 令和 8 年 6 月 1 日 | 訪問介護 |
| 2470206786 | 訪問介護ステーション ハピネス 24 AKAHORI | 三重県四日市市赤堀南町 2-25 | 株式会社サンライト | 令和 8 年 6 月 1 日 | 訪問介護 |
| 2470803202 | はじめケアサービス | 三重県伊勢市通町 42-1 AS 設備ビル 2 階 | アライブ株式会社 | 令和 8 年 6 月 1 日 | 訪問介護 |
| 2461390177 | 医心館 訪問看護ステーション ふくにし | 三重県名張市東町 1921-1 | 株式会社アンビス | 令和 8 年 6 月 1 日 | 訪問看護 |
| 2461390185 | 訪問看護ステーション エリシオン名張 | 三重県名張市百合が丘 東 9 番町 260 番地 | 株式会社ベック | 令和 8 年 6 月 1 日 | 訪問看護 |
| 2460290782 | ケアリアル訪問看護ステーション 四日市川北 | 三重県四日市市川北 3 丁目 2 番 13 号 | 株式会社ナイスマン | 令和 8 年 6 月 1 日 | 訪問看護 |
| 2460790401 | アクア訪問看護ステーション アクアナーシング川井町 | 三重県松阪市川井町 561 番地 1 | 株式会社アクアメディカル | 令和 8 年 6 月 1 日 | 訪問看護 |
| 2460290790 | 訪問看護ステーション ハピネス 24 AKAHORI | 三重県四日市市赤堀南町 2-25 | 株式会社サンライト | 令和 8 年 6 月 1 日 | 訪問看護 |
| 2461490050 | 訪問看護ステーションここいく | 三重県いなべ市員弁町上笠田 2676 番地 2 | 株式会社いなべサポート | 令和 8 年 6 月 1 日 | 訪問看護 |
| 2471301750 | デイサービス エリシオン百合が丘 | 三重県名張市百合が丘 東 9 番町 165 番 | 株式会社ベック | 令和 8 年 6 月 1 日 | 通所介護 |
| 2471301743 | デイサービス エリシオン希中央 | 三重県名張市希中央 5 番町 35 番地 | 株式会社ベック | 令和 8 年 6 月 1 日 | 通所介護 |

三重県告示第 385 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和 8 年 6 月 9 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 事業者名 | 指 定 年 月 日 | サービスの 種 類 |
|------------|-----------------------|--------------------------|--------------|-------------------|--------------|
| 2461390177 | 医心館 訪問看護ステーション ふくにし | 三重県名張市東町 1921-1 | 株式会社アンビス | 令和 8 年 6 月 1 日 | 介護予防訪問看護 |
| 2461390185 | 訪問看護ステーション エリシオン名張 | 三重県名張市百合が丘 東 9 番町 260 番地 | 株式会社ベック | 令和 8 年 6 月 1 日 | 介護予防訪問看護 |
| 2460290782 | ケアリアル訪問看護ステーション 四日市川北 | 三重県四日市市川北 3 丁目 2 番 13 号 | 株式会社ナイスマン | 令和 8 年 6 月 1 日 | 介護予防訪問看護 |
| 2460790401 | アクア訪問看護ステーション | 三重県松阪市川井町 | 株式会社アクアメディカル | 令和 8 年 | 介護予防訪問看護 |

| | | | | | |
|------------|----------------------------|-------------------------|-------------|----------------|----------|
| | アクアナーシング川井町 | 561 番地 1 | イカル | 6 月 1 日 | 問看護 |
| 2460290790 | 訪問看護ステーション ハビネス 24 AKAHORI | 三重県四日市市赤堀南町 2-25 | 株式会社サンライト | 令和 8 年 6 月 1 日 | 介護予防訪問看護 |
| 2461490050 | 訪問看護ステーションここい | 三重県いなべ市員弁町上笠田 2676 番地 2 | 株式会社いなべサポート | 令和 8 年 6 月 1 日 | 介護予防訪問看護 |

三重県告示第 386 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定しました。

令和 8 年 6 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 研修等の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号
- 2 会場の運営並びに設営の窓口となる団体の名称及び所在地
公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
三重県津市西古河町 10 番 16 号 別所ビル 3 階
- 3 研修等の種類等

(1) 第 1 型クリーニング師研修

| 開催年月日 | 会場名 | 所在地 | 予定人数 | 備考 |
|---------------------|---------|-----------------|------|---------------|
| 令和 8 年 8 月 23 日（日） | 三重県尾鷲庁舎 | 尾鷲市坂場西町 1 番 1 号 | 30 人 | 第 1 型デジタル活用研修 |
| 令和 8 年 10 月 18 日（日） | 三重県伊勢庁舎 | 伊勢市勢田町 628-2 | 40 人 | 第 1 型デジタル活用研修 |
| 令和 8 年 11 月 29 日（日） | 三重県津庁舎 | 津市桜橋 3-446-34 | 40 人 | 第 1 型デジタル活用研修 |

(2) 第 2 型クリーニング師研修

ア 受講対象者

- ① へき地、離島、その他の遠隔地に居住する者
- ② 第 1 型研修が都合により受講できない者
- ③ 障がい者

イ 予定人数 30 人

ウ 受付期間 令和 8 年 9 月 1 日（火）から同月 30 日（水）まで

エ レポート提出締切年月日 令和 8 年 11 月 30 日（月）

(3) 第 2 型業務従事者講習

ア 受講対象者

- ① へき地、離島、その他の遠隔地に居住する者
- ② 第 1 型研修が都合により受講できない者
- ③ 障がい者

イ 予定人数 50 人

ウ 受付期間 令和 8 年 11 月 1 日（日）から同月 30 日（月）まで

エ レポート提出締切年月日 令和 9 年 1 月 15 日（金）

4 研修科目及び講習科目

- (1) 衛生法規及び公衆衛生
- (2) 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- (3) 洗濯物の処理
- (4) 繊維及び繊維製品

5 受講料

- (1) 5,000 円 クリーニング師研修
- (2) 4,500 円 業務従事者講習

三重県告示第 387 号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和8年6月9日

三重県知事 一見勝之

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示
 教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。
 別表第1の表第19号の項（C）の欄を次のように改める。

| |
|---------------------------|
| 県立高等学校で学ぶ生徒の授業料への助成に要する経費 |
|---------------------------|

別表第1の表第20号の項（C）の欄を次のように改める。

| |
|---------------------------|
| 県立高等学校で学ぶ生徒の授業料への助成に要する経費 |
|---------------------------|

別表第1の表第21号の項（C）の欄を次のように改める。

| |
|------------------------------|
| 県立高等学校専攻科で学ぶ生徒の授業料への助成に要する経費 |
|------------------------------|

別表第1の表第27号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

| | | |
|-----------------|---|---------------------------|
| 高校生等・新修学支援事業補助金 | 高等学校就学支援金補助金の対象外となる外国籍の生徒に対して、授業料相当額を助成することで、教育費の負担軽減を図る。 | 県立高等学校で学ぶ生徒の授業料への助成に要する経費 |
|-----------------|---|---------------------------|

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、令和8年度分の補助金等から適用する。

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第28号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和8年5月1日以降、政治活動（選挙運動を含みます。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となりましたので、同条第3項の規定により公表します。

令和8年6月9日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 備考 |
|---------------------------------|------------------|------------------|--------------------------------|----|
| 柏木昭久後援会 | 西 央 隼 | 西 幸 則 | 度会郡大紀町滝原1529-2 | |
| 倉田育後援会 | 倉 田 育 | 倉 田 珠 文 | 度会郡南伊勢町五ヶ所浦988-87 | |
| 下市晴之後援会「夢創造クラブ」 | 木 根 修 | 中 尾 優 文 | 伊賀市長田1018 | |
| 滝本おさむ後援会 | 滝 本 かおり | 滝 本 かおり | 北牟婁郡紀北町船津1162-1 | |
| ど ん ど ん と お る 三 重 環 境 保 全 有 志 会 | 田 中 徹 木 全 弘 幸 | 田 中 徹 木 全 弘 幸 | 四日市市三滝台4-1-21 松阪市曾原町1927-18 | |

海 調 委 告 示**三重海区漁業調整委員会告示第3号**

三重海区における宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいいます。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和8年6月9日

三重海区漁業調整委員会会長 矢 田 和 夫

1 採捕の制限

三重海区において、宝石さんごの採捕をしてはなりません。ただし、2に掲げる者が採捕する場合であって三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）の承認を受けたときは、この限りではありません。

2 承認の対象者

承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者としします。

3 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとしします。

4 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければなりません。

5 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止

委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができます。

6 承認の取消

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができます。

7 譲渡又は販売の禁止

承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡又は販売してはなりません。

8 採捕報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければなりません。

9 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

10 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和8年7月1日から令和9年6月30日までとしします。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和8年6月9日

三重県知事 一 見 勝 之

榎田川祓川沿岸土地改良区（松阪市豊原町1354番地1）

退任理事

松阪市西黒部町783番地

浅井重久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和8年6月9日

三重県知事 一 見 勝 之

片野土地改良区（多気郡多気町片野 1250 番地）

退任理事

| | |
|-------------------------|---------|
| 多気郡多気町片野 214 番地 1 | 野 呂 侑 |
| " " " 32 番地 4 | 早 田 竜 次 |
| " " " 305 番地 3 | 深 田 勇 美 |
| " " " 210 番地 6 | 野 呂 義 男 |
| " " " 322 番地 | 深 田 節 雄 |

退任監事

| | |
|-------------------------|---------|
| 多気郡多気町片野 76 番地 3 | 野 呂 元 士 |
| " " " 81 番地 83 | 辻 和 彦 |

就任理事

| | |
|-------------------------|---------|
| 多気郡多気町片野 214 番地 1 | 野 呂 侑 |
| " " " 210 番地 6 | 野 呂 義 男 |
| " " " 449 番地 2 | 野 呂 幸 子 |
| " " " 322 番地 | 深 田 節 雄 |
| " " " 32 番地 4 | 早 田 竜 次 |

就任監事

| | |
|-------------------------|---------|
| 多気郡多気町片野 76 番地 3 | 野 呂 元 士 |
| " " " 81 番地 83 | 辻 和 彦 |

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 8 年 6 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス鈴鹿高岡店
鈴鹿市一ノ宮町 690-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|------------|---------------------------|--------|
| 株式会社コスモス薬品 | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号 | 横山 英昭 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|------------|---------------------------|--------|
| 株式会社コスモス薬品 | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目 10 番 1 号 | 横山 英昭 |

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和 9 年 1 月 23 日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,340 m²

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

| 駐車場 | 収容台数 | 位 置 |
|-----|------|-------|
| 駐車場 | 46 台 | 縦覧による |

| | | |
|----|------|--|
| 合計 | 46 台 | |
|----|------|--|

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

| 駐輪場 | 収容台数 | 位置 |
|-----|------|-------|
| 駐輪場 | 20 台 | 縦覧による |
| 合計 | 20 台 | |

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

| 荷さばき施設 | 面積 | 位置 |
|--------|-------------------|-------|
| 荷さばき施設 | 40 m ² | 縦覧による |
| 合計 | 40 m ² | |

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

| 廃棄物保管施設 | 容量 | 位置 |
|----------|---------------------|-------|
| 廃棄物保管施設① | 5.1 m ³ | 縦覧による |
| 廃棄物保管施設② | 11.4 m ³ | 縦覧による |
| 合計 | 16.5 m ³ | |

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 氏名又は名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|--------|-------------|
| 株式会社コスモス薬品 | 午前 9 時 | 午後 9 時 45 分 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

| 駐車場 | 駐車可能時間帯 |
|-----|------------------------|
| 駐車場 | 午前 8 時 30 分から午後 10 時まで |

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 駐車場 | 出入口の数 | 位置 |
|-----|-------|-------|
| 駐車場 | 3 か所 | 縦覧による |
| 合計 | 3 か所 | |

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| 荷さばき施設 | 荷さばき可能時間帯 |
|--------|-------------------|
| 荷さばき施設 | 午前 6 時から午後 10 時まで |

7 届出の日

令和 8 年 5 月 22 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 8 年 6 月 9 日から同年 10 月 9 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により提出があった意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) アクロスプラザ四日市
四日市市大字東阿倉川字岡山 43 番 9

2 意見を有する者から述べられた意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

① 店舗出入口の分散化による混雑緩和

店舗出入口が北側市道（三重橋垂坂線）の 2 箇所のみでは、車両や買い物客の過度な集中による交通渋

滞や交通事故の恐れがあるため、東西南北方面などに出入口を分散・増設すること。

② 出入口への右折帯の増設

店舗前面道路である市道三重橋垂坂線は、見通しの悪いS字カーブであり大型車両の通行も多く交通事故の危険性が高いため、右折帯を増設して安全で円滑な交通を確保すること。

③ 前面道路の拡幅および歩道の設置

当該市道はバス路線や通学路として使用されているが、現状は道路幅員が狭小で歩道がない。安全な通行を確保するため、道路幅員を広げて歩道を設置するなど、道路構造を大幅に変更すること。

④ 歩行者の乱横断防止対策

高齢者や障害者、子どもなどの交通弱者を含む買い物客が道路を乱横断する危険性を防ぐため、歩道、横断歩道、信号機、安全柵の設置や、警備員の配置を行うこと。

⑤ 店舗周辺および生活道路の交通量調査の実施

出店に伴う車両の流れの変化や、近隣の住宅街・生活道路での新たな交通渋滞を防止するため、遠方の交差点だけでなく、店舗出入口付近や直近の生活道路の交差点における交通量調査を実施し、渋滞緩和を図ること。

(2) 騒音の発生に係る事項

① 夜間営業に伴う騒音・光害対策等

周辺は閑静な住宅街であるため、夜間・深夜営業に伴う人や車両の出入りによる騒音、光害、および防犯上の問題が生じないよう対策を講じること。また、深夜時間帯の業務について再考すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和8年6月9日から同年7月9日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和8年6月9日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(用地測量)

2 作業期間

令和8年3月13日から同年8月10日まで

3 作業地域

津市美里町足坂

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和8年6月9日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量(用地測量)

2 作業期間

令和8年5月18日から同年12月25日まで

3 作業地域

伊勢市勢田町、同市岡本一丁目、同市岡本二丁目、同市岡本三丁目、同市岡本町及び同市藤里町

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年8月21日に終了した旨、伊勢市長から通知がありました。

令和8年6月9日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
伊勢市中村町

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和8年6月9日

三重県知事 一見勝之

- | | |
|----------------|--|
| 1 特定役務の名称 | 三重県総合税システム維持管理業務委託 |
| 2 担当部署 | 津市栄町一丁目891番地 吉田山会館2階 三重県総務部税務企画課電算班 |
| 3 契約の相手方を決定した日 | 令和8年3月31日 |
| 4 契約の相手方 | 三重県津市羽所町700番地 富士通 J a p a n 株式会社関西・中部公共ビジネス統括部（三重） シニア ディレクター 村山 栄 |
| 5 契約金額 | 98,802,000円（うち消費税及び地方消費税8,982,000円） |
| 6 決定手続 | 随意契約 |
| 7 随意契約の理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号及び第2号に該当 |

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和8年6月9日

三重県警察本部長 谷井 義正

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量
資材搬送車 7台
 - (2) 契約の特質等
購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 納入期限
令和9年3月26日（金）
 - (4) 履行場所（納入場所）
三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
 - (1) 競争入札参加資格
 - ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
 - ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
 - ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
 - (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行います

が、書面により入札に参加することもできます。

- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和 8 年 7 月 7 日 (火) 12 時まで、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません(併せて、(5)の機能証明書及び(6)のカタログ類を提出してください。調達システム以外で提出する場合は、郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。)。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)及び(7)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書(第 1 号様式)
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その 3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書
- (5) 機能証明書
- (6) カタログ類(納入車両に関する機能がわかる書類)
- (7) 明細書

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 白井
電話 059-222-0110 (内線) 2262 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

ア 調達説明書

本公告日から令和 8 年 7 月 22 日(水)まで調達システムにより提供します。

イ 仕様書

本公告日から令和 8 年 6 月 22 日(月) 17 時まで 5(1)の場所で配布します。

配布時間は、平日 8 時 30 分から 17 時まで(土、日及び祝日を除く。)

仕様書は、開札後に返却していただきます。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和 8 年 7 月 14 日(火) 17 時まで本システム上で通知を行います。

イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和 8 年 7 月 14 日(火) 17 時まで通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 8 年 7 月 22 日(水) 15 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和8年7月22日(水)15時

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目850番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 資材搬送車の購入入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和8年7月22日(水)15時10分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部警務部会計課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含む金額(免税事業者にあつては、契約希望額)としてください。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときは除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかつた者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Small cargo truck with liftgate 7 cars.

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Wednesday, July 22, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 3:00 P.M. on Wednesday, July 22, 2026.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Wednesday, July 22, 2026.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT.2262)

FAX:059-226-9917

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
